

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成20年4月3日(2008.4.3)

【公開番号】特開2005-264420(P2005-264420A)

【公開日】平成17年9月29日(2005.9.29)

【年通号数】公開・登録公報2005-038

【出願番号】特願2005-39051(P2005-39051)

【国際特許分類】

D 2 1 H	15/02	(2006.01)
D 0 1 F	6/90	(2006.01)
D 0 1 F	6/92	(2006.01)
D 0 6 M	11/00	(2006.01)
D 0 6 M	11/38	(2006.01)
D 2 1 H	27/00	(2006.01)

【F I】

D 2 1 H	15/02	
D 0 1 F	6/90	3 1 1 B
D 0 1 F	6/92	3 0 7 B
D 0 1 F	6/92	3 0 7 P
D 0 6 M	11/00	1 1 1
D 0 6 M	11/38	
D 2 1 H	27/00	Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月15日(2008.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

単纖維数平均直径が1~500nmで、単纖維比率の和Paが60%以上である熱可塑性高分子のナノファイバー分散体を含むことを特徴とするナノファイバー合成紙。

【請求項2】

単纖維数平均直径が1~200nmで、単纖維比率の和Paが60%以上である熱可塑性高分子のナノファイバー分散体を含むことを特徴とするナノファイバー合成紙。

【請求項3】

単纖維数平均直径を中央値とし、その前後30nm幅に入る纖維の割合を表す単纖維直径の集中度指数Pbが50%以上であることを特徴とする請求項1または2に記載のナノファイバー合成紙。

【請求項4】

ナノファイバー分散体の濾水度が350以下であることを特徴とする請求項1~3のいずれかに記載のナノファイバー合成紙。

【請求項5】

目付が50g/m²以下であることを特徴とする請求項1~4のいずれかに記載のナノファイバー合成紙。

【請求項6】

厚みが10μm以上であることを特徴とする請求項1~5のいずれかに記載のナノファイ

バー合成紙。

【請求項 7】

密度が 0.3 g / cm^3 以下であることを特徴とする請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載のナノファイバー合成紙。

【請求項 8】

数平均孔面積が $1 \mu \text{m}^2$ 以下であることを特徴とする請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載のナノファイバー合成紙。

【請求項 9】

通気量が $30 \text{ c c / cm}^2 / \text{sec}$ 以下であることを特徴とする請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載のナノファイバー合成紙。

【請求項 10】

合成紙の表から裏へ貫通する直径 $50 \mu \text{m}$ 以上の孔の個数が $0 \sim 1000 \text{ 個 / cm}^2$ である請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載のナノファイバー合成紙。

【請求項 11】

表面平滑度が 300 秒以上 であることを特徴とする請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載のナノファイバー合成紙。

【請求項 12】

請求項 1 ~ 11 のいずれかにおいて、単纖維数平均直径が $1 \mu \text{m}$ 以上の他の纖維を少なくとも 5 wt \% 以上さらに含むことを特徴とするナノファイバー合成紙。

【請求項 13】

ナノファイバー分散体を支持体上に積層したことを特徴とする請求項 1 ~ 12 のいずれかに記載のナノファイバー合成紙。

【請求項 14】

支持体が織物、編物、不織布、発泡体から選ばれたものであることを特徴とする請求項 13 に記載のナノファイバー合成紙。

【請求項 15】

ナノファイバー短纖維を叩解後に分散しこれを抄紙して合成紙を製造する方法であって、バインダーを使用せずに抄紙することを特徴とするナノファイバー合成紙の製造方法。

【請求項 16】

ナノファイバー分散体をバインダーとして、単纖維数平均直径が $1 \mu \text{m}$ 以上の他の纖維を抄紙することを特徴とするナノファイバー合成紙の製造方法。